別記様式第１号（省令第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 表面 |  | | | | | | | |
| 解体工事業登録申請書 | | | | | | 証紙貼り付け欄  （消印してはならない。） |  |
|  | | | | | | | |
| 登録の種類 | 新規・更新 | | ※登録番号 | |  | | |
| ※登録年月日 | | 年　　月　　日 | | |
| この申請書により、解体工事業の登録を申請します。  　　年　　月　　日  　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　印  　兵　庫　県　知　事　　　様 | | | | | | | |
| フリガナ  商号、名称又は氏名 | |  | | | | | |
| 住　　所 | | 郵便番号（　　－　　）  電話番号（　　）　－ | | | | | |
| 法人である場合の  フリガナ  代表者の氏名 | |  | | | | | |
| 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。)の氏名及び役名等 | | | | | | | |
| フリガナ  氏　　名 | | 役名等（常勤・非常勤） | | | フリガナ  氏　　名 | 役名等（常勤・非常勤） | |
|  | |  | | |  |  | |
| 申請時において既に受けている登録 | | | |  | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名  裏  面 | | | | |  | |
| 営業所の名称及び所在地 | | | | | | |
| フリガナ  名　　称 | | | | 所　　在　　地  郵便番号（　　－　　）  電話番号（　　）　　－ | | |
|  | | | |  | | |
| 未成年者である場合の法定代理人 | 法定代理人が個人である場合 | フリガナ  氏　　名 |  | | | |
| 住　　所 | 郵便番号（　　－　　）  電話番号（　　）　－ | | | |
| 法定代理人が法人である場合 | フリガナ  商号又は名称 |  | | | |
| 住　　所 | 郵便番号（　　－　　）  電話番号（　　）　－ | | | |
| フリガナ  役員の氏名 | | | | 役名等（常勤・非常勤） |
|  | | | |  |
| 他の都道府県知事の登録状況 | | | | | | |
| 登　録　番　号 | | | | 登　録　番　号 | | |
|  | | | |  | | |

　　備　考

　　　　１　※印のある欄には、記入しないこと。

　　　　２　「新規・更新」については、不要なものを消すこと。

　　　　３　総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

　　　　４　「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく、すべての営業所について記載すること。

|  |
| --- |
| 《記入要領》  （表面）  　１　「登録の種類」の欄は、不要のものを消す。  　２　「※登録番号」及び「※登録年月日」は、記入しない。  　３　「申請者」の欄は、申請書の氏名を記入し、押印する。申請者が法人である場合は、商号又は名称、代表者の氏名を記入し、会社印及び代表者印を押印する。  　　　申請書を提出する年月日、兵庫県知事あてであることを記入する。  　４　「商号、名称又は氏名」の欄は、法人の場合は法人名、個人の場合は本人の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付す。  　５　「住所」の欄は、法人の場合は主たる営業所（本社、本店等）の所在地を記入し、個人の場合には本人の住所を記入する。郵便番号、電話番号も併せて記入する。  　６　「法人である場合の代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付す。個人で申請する場合は、この欄の記入は不要。  　７　「法人である場合の役員の氏名及び役名等」の欄は、法人の役員の氏名及び役名等を記入し、カタカナで振り仮名を付す。役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいう。総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載する。  個人で申請する場合は、この欄の記入は不要。  　８　「申請時において既に受けている登録」の欄は、登録の更新をする場合に、現に受けている登録番号を記入する。新規に登録を申請する場合は、記入は不要。  （裏面）  　９　「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄は、選任した技術管理者の氏名を記入する。  　10　「営業所の名称及び所在地」の欄は、すべての営業所について名称・所在地・郵便番号・電話番号を記入する。営業所の名称には、カタカナで振り仮名を付す。なお、この欄には、兵庫県以外に所在する営業所についてもすべて記入する。  　11　「未成年者である場合の法定代理人」の欄は、法定代理人が個人である場合には法定代理人の氏名と住所とを記入する。氏名には、カタカナで振り仮名を付し、住所には、郵便番号・電話番号を記入する。  法定代理人が法人である場合には、法人名、主たる営業所（本社、本店等）の所在地、法人の役員の氏名及び役名等を記入し、法人名、役員の氏名にはカタカナで振り仮名を付す。役員とは業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいう。  　12　「他の都道府県知事の登録状況」の欄は、登録申請時に兵庫県以外で既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入する。他の都道府県で登録を受けていない場合には、記入は不要。 |

別記様式第２号（省令第４条関係）

|  |
| --- |
| 誓　　約　　書  登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、  建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２４条第１項各号に  該当しないものであることを誓約します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　印  　　　兵　庫　県　知　事　　様 |

|  |
| --- |
| 《記入要領》  　１　誓約書は、申請書の氏名を記入し、押印する。申請者が法人である場合は、商号又は名称、代表者の氏名を記入し会社印及び代表者印を押印する。  　　　申請書を提出する年月日、兵庫県知事あてを記入する。  　２　申請者が解体工事業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合、申請者の下に法定代理人の氏名を記入し、法定代理人の印を押印する。 |

別記様式第３号（省令第４条関係）

実　務　経　験　証　明　書

　下記の者は、解体工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　証明者　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 技術管理者の氏名 |  | | 生年月日 |  | 使用された期間 | 年　　　　月から  　　　　　年　　　　月まで | |
| 使用者の商号  又 は 名 称 |  | | | |
| 職　　名 | 実務経験の内容 | | | | | 実務経験年数 | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
|  |  | | | | | 年　月から　年　月まで | |
| 使用者の証明を得ることができない場合 | その理由 |  | | | | 合計　満　　　年　　　月 | |
| 証明者と被証  明者との関係 |  |

　記載要領

　　　１　この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

　　　２　「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

|  |
| --- |
| 《記入要領》  　１　「実務の経験」とは、解体工事に関する技術上の経験で、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事に携わった経験をいう。  　　　ただ単に解体工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、解体工事に関する技術習得のための見習における技術的経験も含めて取り扱うものとする。  　２　「証明者」の欄には、技術管理者の実務経験を証明する者（原則として、技術管理者の使用者）の氏名を記入する。使用者の証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄に、その理由を記載して、技術管理者の実務経験を証明できる使用者以外の者の証明とすることができる。  　３　「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名と生年月日を記入する。  　４　「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入する。  　５　「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の記載した使用者に雇用されていた期間を記入する。  　６　「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名を記入する。  　７　「実務経験の内容」の欄には、「職名」の欄に記載した職に従事した期間内において、解体工事に携わった実務の経験を具体的に記入する。例えば、工事名及びどのような種類の構造物の解体であったのかが明らかになるように記入。  　８　「実務経験年数」の欄には、「職名」の欄に記載した職に従事した期間内において、解体工事に係る経験期間を記入する。これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記入する。この合計年数が表に示す必要な実務経験年数を満たす必要がある。ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しない。  　９　必要となる実務経験年数を満たしておれば、技術管理者が経験した解体工事の実務経験の内容をすべて記入する必要はない。所定の用紙内に記入しきれないときは、適宜用紙を追加して、必要となる実務経験年数に達するよう記入する。  　10　「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記入された者と「証明者」の欄に記入された者とが異なる場合をいう。この場合、「その理由」の欄には、「会社解散のため」、「事業主死亡のため」等の理由を記入する。  　11　「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者から見た被証明者（技術管理者）との関係を記入する。具体的には、社員、従業員等。 |

別記様式第４号（省令第４条関係）

　 法人の役員

登録申請者　　本人　　　の調書

　　　　　　　　　　　法定代理人

　　　　　　　　　　　　　　　　　法定代理人の役員

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現住所 | | 郵便番号（　　－　　）  　　　　電話番号（　　）　　－ | | | |
| フリガナ  商号、名称又は氏名 | | |  | 生年月日 |  |
| 賞罰 | 年　月　日 | | 賞罰の内容 | | |
|  | |  | | |
|  | |  | | |
|  | |  | | |
| 上記のとおり相違ありません。  　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | |

　備　　考

　　　　　１ 　 法人の役員に ついては、不要なものを消すこと。

　　本人

　　 法定代理人

　　　　　　　　 法定代理人の役員

　　　　　２　総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

　　　　　３　「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

　　　　　４　「賞罰」の欄には、行政処分等についても、記載すること。

|  |
| --- |
| 《記入要領》  　１　「現住所」、「氏名」、「生年月日」の各欄には、その書面において記そうとする者について記入する。登録申請者が法人であるときの本人の調書については、「生年月日」の欄は空白とする。また、「氏名」の欄には、カタカナで振り仮名を付す。  　２　相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さず、また、これらの者の署名及び押印も要しない。  　３　「賞罰」の欄には、解体工事等に関する行政処分又は行政罰、その他の賞罰について記入する。該当する賞罰がない場合は、「なし」と記入する。 |